

山梨大学学長選考調査委員会規則

制定 平成20年 1月15日
改正 平成24年 6月26日
改正 平成25年 9月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山梨大学学長選考会議規程第7条の規定に基づき、山梨大学学長選考調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 調査委員会は、学長選考会議から委任された学長選考に関する業務を行う。

(組織)

第3条 調査委員会は、次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項（以下「取扱要項」という。）第6条第1項に規定する有資格者のうちから選出された次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 甲府キャンパス 5人

- ア 大学院教育学研究科又は教育人間科学部の教員 1人
- イ 大学院医学工学総合研究部（工学系）又は工学部の教員 1人
- ウ 大学院医学工学総合研究部（生命環境学系）又は生命環境学部の教員 1人
- エ 事務系職員 2人

(2) 医学部キャンパス 5人

- ア 大学院医学工学総合研究部（医学系）又は医学部の教員 3人
- イ 事務系職員又は医療系職員 2人

- 2 前項の委員が取扱要項第10条第1項の規定による学長候補適任者となったときは、委員の職を退くものとする。
- 3 委員に欠員を生じたときは、当該欠員を生じた第1項各号の有資格者のうちから委員を補充する。
- 4 委員の任期は、取扱要項第15条第3項に規定する学長候補者の選考結果公表までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会の会務を掌理し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議の成立)

第5条 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第6条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 調査委員会に関する庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、調査委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月27日から施行する。